

# 夜の文化エンタメにおける広報等業務 及び電子チケット販売等業務 提案競技実施要項

令和8年2月

福岡市経済観光文化局地域観光推進課

## 【資料】

- 資料1 仕様書
- 資料2 企画提案書作成要領
- 資料3 評価項目配点表

## 【様式】

- 様式 1 提案競技参加申込書
- 様式 1-1 委任状
- 様式 1-2 誓約書
- 様式 1-3 役員名簿
- 様式 1-4 共同事業体構成団体一覧ひな形
- 様式 1-5 共同事業体協定書ひな形
- 様式 2 提案競技質問書
- 様式 3 同類又は類似業務の実績表
- 様式 4 提案競技参加辞退届

本提案競技実施要項(以下、「本要項」という。)は「夜の文化エンタメにおける広報等業務及び電子チケット販売等業務委託」(以下「本業務」という。)の提案競技に関し、企画提案に必要な仕様(以下、1~6)及び募集内容等(7~20)について定めるものである。

受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、本市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

## 1 件名

夜の文化エンタメにおける広報等業務及び電子チケット販売等業務委託

## 2 業務の目的

福岡市における、ナイトタイムコンテンツとしては、屋台をはじめとする食を中心に認知度が高まっているが、海外を含む他都市に見られるような、文化エンタメの分野における情報が十分に発信されていないことが課題となっている。

そこで、福岡市内における夜の文化エンタメにおける市内の各事業者の取り組みについて情報を集約し、ホームページ等のオウンドメディア等で発信するとともに、オンラインでの事前予約・決済が可能な施設を増やすことで、取得した情報のデータ分析による効果的なプロモーションを実施し、福岡市の夜の観光の魅力の認知拡大及びナイトタイムエコノミーの活性化につなげていくことを目的とする。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※本件については、令和8年度予算の成立を前提とし実施するものとする。

なお、福岡市において令和9年度以降も本事業を実施することとし、予算措置がなされ、かつ、受託事業者において今回の業務の履行が良好であると認められる場合は、最大3回(令和 10 年度)まで随意契約の相手方となることができる。

## 4 提案限度額

上限額 25,000 千円(消費税及び地方消費税額含む)

※提案額が上限額を超える場合は、失格とします。

## 5 業務内容

資料 1「仕様書」のとおり

## 6 企画提案内容

### (1)実施内容

資料1「仕様書」を参照の上、作成すること。

### (2)運営体制

- 運営責任者を設置し、原則として契約開始から事業完了まで交代は行わないこと
- 本業務全体を円滑に運営するため、必要なスタッフの手配、管理、運営を行うこと
- 本業務が円滑に実施され、高い効果を見込むことが可能な体制を構築すること
- 緊急時等の危機管理対応を含め、安全かつ確実に業務が実施できる体制を構築すること

### (3)運営スケジュール

○ 契約後、事業実施から事業完了までの全体スケジュールを示すこと

### (4)効果検証

○ 本事業の効果を検証するための方法を提案すること。

- また、広報業務におけるKPI(例:SNSの投稿数、PV数)、オンラインチケット販売にかかるKPI(例:オンラインチケット販売枚数等)もあわせて提案すること。

(4)追加提案

- 上記記載内容のほか、本業務の実施にあたり効果的と考えられる事業者独自の取組みについて、積極的に提案すること

(5)見積書

## 7 留意事項

- (1)受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、発注者である本市と受託者が協議の上、提案内容に基づき契約用の仕様書を定めることとする。ただし、協議及び関係機関等との調整の結果により、提案内容から変更することがある。
- (2)本要項に記載されていない事項で、本業務実施のために必要な業務は、受託者決定後に本市と受託者が協議の上決定する。
- (3)受託者が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で本市に提出し、承認を得ること。

なお、受託者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が本市の委託に係るものであること、受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。

- (4)著作権等の取扱いについては下記のとおりとする。

- ① 本業務を通じて制作した、成果物(クリエイティブ・写真・記事等)については、本市が観光プロモーションを行う上で、使用できるものとする。
- ② 成果物のうち、第三者が有する著作物等(以下「既存著作物」という)の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- ③ 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

## 8 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

なお、複数の事業者が共同企業体(以下、「JV」という。)として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。また、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

- (1)地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

- (2)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>

- (3)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

- (4)消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (5)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全である

ると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかつたことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 9 提案競技スケジュール

(1)募集開始	令和8年2月18日(水)
(2)質問書提出締切	2月24日(火)15時まで
(3)質問回答	2月27日(金)
(4)提案競技参加申請書提出締切	3月5日(木)15時まで
(5)企画提案書提出締切	3月16日(月)15時まで
(6)一次審査結果通知	3月23日(月)予定 ※参加者多数の場合
(7)事業者選定委員会(オンラインプレゼン)	3月25日(水)予定
(8)事業者決定及び通知	3月27日(金)予定
(9)契約締結	4月1日(月)以降

※説明会は開催しないため、質問がある場合は、質問書を提出すること。

事業者選定委員会はオンライン開催とする。

## 10 質問書の提出

(1)提出締切  
令和8年2月24日(火)15時まで

(2)提出先  
「13 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3)提出方法  
様式1「質問書」により、電子メールにて提出すること。その際、提出した旨、電話にて連絡をすること。

(4)質問への回答  
令和8年2月27日(金)に下記福岡市ホームページ上に掲載予定。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

## 11 参加申請書の提出

(1)提出締切  
令和8年3月5日(木)15時まで(郵送の場合は必着)

(2)提出先  
「13 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3)提出方法  
(4)に記載の提出書類について、原本を郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は特定記録または簡易書留とすること。

(4)提出書類  
以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、②～⑨の提出を免除する。(②～⑤は、契約締結日までに提出することも可とする。)

① 提案競技参加申込書(様式2)

注)JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協

定書」を作成すること(書式は自由)。なお、その場合、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書(法人の場合)

注)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注)本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けないことを証明するものである。

注)法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注)身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注)本市内に本店または支店・営業所等を有する者については、本市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注)上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注)本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注)証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式第2-1号)

注)この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第2-1号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式第2-2号)

注)様式第2-2号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿(様式第2-3号)

注)様式第2-3号に、代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注)この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注)役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注)直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

## 12 提案競技企画提案書の提出

(1) 提出締切

令和8年3月16日(月)15時まで(郵送の場合は必着)

(2) 提出先

「13 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

企画提案書の原本及びデータを下記に従って提出すること。

① 原本

郵送もしくは持参にて提出すること。郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。

## ② データ

電子メールにて提出すること。データは PDF 形式とし、ZIP ファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)\_(提案事業者名)\_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

※ 提案書と同時に提出する書類

様式 3「同種又は類似業務の実績表」

## (4)企画提案書の作成

企画提案書作成要領(資料2)に従って作成すること。

## (5)提出部数

① 原本

正本1部、副本 10 部

② データ

正本、副本各1ファイル

## 13 提出先及び問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

TEL:092-711-4984(直通)

メールアドレス:chiikikanko.EPB@city.fukuoka.lg.jp

## 14 参加辞退

申込書を提出後、参加を辞退する場合は、本件の担当者あてに電子メールにて様式4「参加辞退届」を提出し、提出した旨を電話で連絡すること。

また、企画提案書の提出期限を過ぎた場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 15 提案審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

提案者が多数である場合、一次審査を行う。

さらに、提案書等について詳細な説明を求めるため、プレゼンテーション・ヒアリングを行う。

### (1)一次審査(書類審査)

提案者が多数である場合、提出書類をもとに書類審査を行い、事業者選定委員会(オンラインプレゼンテーション)参加対象者を5社程度に選抜する。選考結果は、審査後速やかに全提案者へ通知を行う。なお、審査結果に関する異議・質問については、一切受け付けない。

○結果通知:令和8年3月23日(月)予定

### (2)事業者選定委員会(オンラインプレゼンテーション)

最優秀提案者を選考するために設置される選定委員会にて、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料3「評価項目配点表」に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※ 評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

プレゼンテーションはオンラインで行うものとし、契約を締結した場合に当該事業を主に担当するものが説明を行うこと。(複数名での出席は可とする。)

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・実施方法は、後日、対象事業者に電子メールにて通知する。

① 日時 令和8年3月 25 日(水)予定

② 説明 時間 25 分(説明 15 分・質疑応答 10 分)

※提出された企画提案書をもとに行うこと。  
※提案事業者数によって説明時間を変更する場合あり。

### (3)結果通知

令和8年3月27日(金)以降に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて福岡市ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。  
※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

## 16 採点方法及び契約相手方の決定方法

### (1)採点方法

評価項目配点表(資料3)の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、最優秀提案者を契約相手方候補とする。

### (2)配点

各項目の配点および価格点の算出方法は、評価項目配点表(資料3)のとおり。

### (3)最低基準

合計点が6割・60点に達しないときは、最優秀提案者としない。

### (4)契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

### (5)契約相手方決定後の手続き

選定委員会での選考に基づき、最優秀提案事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

※なお、福岡市において令和9年度以降も本件事業を実施することとし予算措置がなされ、かつ、受託事業者において今回の事業の効果検証結果、継続の必要性が認められる場合は最大3回(令和10年度)まで随意契約の相手方となることができる。

## 17 提出物の取扱い

- (1)提案書類提出後の内容の変更はできない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- (2)提出された提案書等は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3)提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。
- (4)提案書等に関する著作権は、これを提出した提案競技参加者に帰属する。ただし、契約者の提案書等については、事務局が使用する場合著作権を行使できない。
- (5)提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- (6)選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがある。

## 18 失格要件

- (1)条件を満たさない提案を行った場合。
- (2)提出書類に虚偽があった場合。
- (3)審査員等に対する不正な行為が認められた場合。
- (4)事業推進に必要な手続きを行わない場合。

## 19 その他

- (1)本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2)提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とするこ  
と。
- (3)選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4)本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5)本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。